

平成23年7月27日

再生債権者各位

日本振興銀行株式会社

金融整理管財人 預金保険機構

再生計画案提出のお知らせ

本日、日本振興銀行株式会社は、東京地方裁判所に対し、民事再生法上の手続に基づき、再生計画案を提出しました。

再生計画案のポイントは別紙に記載のとおりです。

再生計画案については、裁判所から付議決定を受け次第、皆様のお手元に郵送させていただく予定です。

今後は、関係各位のご支援とご協力をいただきながら、再生計画案を債権者集会にて決議していただき、東京地方裁判所から再生計画認可決定を得たいと考えております。

何卒、再生計画案へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

(別紙)

【再生計画案のポイント】

今回の再生計画案には、

- (1) 再生債権者に対する第一回目の弁済は27%を予定していること、
- (2) 第一回目の弁済は、再生計画認可決定が確定した日から約3ヶ月後までに実施する予定であること、
- (3) その後、残りの資産を換価した上で、換価代金、株式会社整理回収機構で生じた回収益等を弁済原資として、更なる弁済を行う予定であること、
- (4) 旧経営陣等の責任を明確にするための調査等を進めていること、

などを記載しております。

以上